

住宅

まちづくり

台東区住宅修繕資金融資 あっせん制度

区が住宅リフォーム資金の融資を指定の金融機関にあっせんし、利子の一部を負担します。

▽対象住宅 区内にある、自身が居住するための住宅で、居住部分の床面積が200平方メートル以下（賃貸住宅や店舗、事務所を除く）

▽主な申込資格

①区内に1年以上住所を有する20歳以上の方で、返済完了時の年齢が75歳未満 ②申込者および同居者全員が住民税を滞納していない ③融資金の返済および利子の支払いに十分な能力があり、金融機関の定める保証を受ける（保証料は申込者負担）

※現在、本融資を受け返済している場合は申込みできません。

▽融資あっせん額 工事費の80パーセント以内で、10万円以上500万円以内

※返済期間は金額により異なる

▽利率 2年度契約利率0.95パーセント（本人負担0.45パーセント、区負担0.50パーセント）

▽申込期限 工事着手1か月前 ※工事着手後の申込不可

※詳しくは、左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階） 番TEL(5246) 1217

子育て世帯住宅リフォーム支援

住居内で子供が安全に過ごすための住宅リフォームに対して、工事費用の一部を助成します。

▽対象 前年（4月～6月）申請する場合（前々年）の世帯の総

所得金額の合計が800万円以下であり、小学生以下の子供がいるが、出産前で母子健康手帳の交付を受けた方がいる世帯等

▽助成対象工事 対象世帯が居住する区内の住宅（マンション等）の共同住宅の場合は専有部分のみ、の、手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止の床材への変更等

▽助成額 助成対象工事費（消費税等を除く）の3分の1（上限20万円）

※詳しくは、左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階） 番TEL(5246) 1367

高齢者等住宅支援

●高齢者等家賃等債務保証

保証人がいないため、民間賃貸住宅に入居することが困難な方に對して、区と協定を結んだ賃貸保証機構が住まい探しをサポートします。

▽対象 次の全てに該当する方 ①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか ②区内に継続して3年以上居住している ③生活保護を受給していない ④区内転居であり、転居先に継続して居住する ⑤保証人がおらず、緊急連絡先があるほか

▽助成額 支払った初回保証料の2分の1（上限2万円）

●高齢者等住み替え居住支援（転居前に申込み）

取り壊しや家主の都合による契約更新拒否により立ち退き要求を受けている方に対して、転居に要する費用を助成します（区内の民間賃貸住宅から別の区内民間賃貸住宅に転居する場合に限る）。

▽対象 次の全てに該当する方 ①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか ②区内に継続して3年以上居住している ③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯は世帯員が1人増えることに38万円を計算した額以下 ほか

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越し費用の合計額（上限15万円）

▽申請方法 申請書（区HPからダウンロード可）に記入し、研修の修了証明書の写しと研修受講費用の領収書を左記問合せ先へ持参

▽問合せ 介護保険課事業担当者（区役所2階4番） 番TEL(5246) 1243

都営住宅入居者募集

（東京都公募）

5月の募集は6月に延期となっています。

▽募集住宅 家族向・単身者向等（抽選方式）

▽申込書配布期間 6月8日（月）～16日（月）（閉庁日を除く）

▽申込書配布場所 区役所1階戸籍住民サービス課・5階⑩番住宅課、区民事務所・同分室、地区センター

※東京都住宅供給公社のHPからダウンロード可

▽申込み・問合せ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター TEL(3498) 8894

▽問合せ テレホンサービス TEL(6418) 5571

福祉（高齢・障害等）

認知症高齢者を介護する家族のこころのケア相談（予約制）

臨床心理士が相談に応じます。

▽日時 第1・3水曜日午後2時～4時（1人50分程度）

▽場所 左記問合せ先か地域包括支援センター

▽対象 高齢者本人または介護している家族が区内在住の方

▽定員 各2人

▽申込締切日 各相談日の1週間前

▽申込み・問合せ 介護予防・地域支援課（区役所2階6番） TEL(5246) 1225

「最近物忘れが多くなった」「時間や場所の感覚が不確かになってきた」など、お気軽に相談ください。認知症が心配な方へ、受診の流れや認知症予防等について、精神科医師が相談に応じます。

▽日時 毎月第2・4金曜日午後2時～3時（1人30分程度）

▽定員 各2人

▽申込締切日 各相談日の2日前

▽場所・申込み・問合せ 介護予防・地域支援課（区役所2階6番） TEL(5246) 1225

介護の悩みや方法等について、

③助成金の交付の申請に係る研修受講費用について、他に助成を受けていない

▽助成金額 研修を実施した養成機関に支払った研修受講費用（テキスト代、実習に要した費用等を含む）

※助成上限額は、介護職員初任者研修が8万円、介護職員実務者研修が15万円

▽助成対象人数 各20人程度

▽申請方法 申請書（区HPからダウンロード可）に記入し、研修の修了証明書の写しと研修受講費用の領収書を左記問合せ先へ持参

▽問合せ 介護保険課事業担当者（区役所2階4番） 番TEL(5246) 1243

遠隔手話通訳サービスをご利用ください

手話通訳を必要とする方に区役所の窓口で、タブレット端末からコールセンターにテレビ電話をつなぐ、遠隔手話通訳サービスを実施しています。

▽日時 区役所開庁日および日曜開庁日午前9時～午後5時

▽場所 区役所本庁舎のみ対応

▽問合せ 障害福祉課（区役所2階10番） TEL(5246) 1207

環境リサイクル

5月30日は「環境美化の日」です

区では、ポイ捨て行為の防止に関する条例で、5月30日を「環境美化の日」と定めています。

ごみのない、きれいなまちの実現に向けて、ご協力をお願いします。また、区では、環境美化拡大のため、ボランティアでまちの清掃活動を行う「大江戸清掃隊」の隊

児童育成手当を「こ存じ」ですか

・育成手当 父または母が、離婚・死亡・行方不明（1年以上）・裁判所からDV保護命令を受けた・重度の障害などの状態にある、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方に支給します。

▽必要書類 ①申請者（保護者） および児童の戸籍謄本 ②申請者名義の預金口座の分かる物 ③印鑑（朱肉で押せる物） ④身体障害者手帳が愛の手帳（障害のある方、診断書が必要な場合あり） ⑤個人番号カード（写真のあるマイナンバーカード）か通知カード（写真のない番号が記載されたカード）および本人確認ができる顔写真付きの物（運転免許証等）の2種類

▽手当月額 児童1人につき1万3千500円

▽障害の程度 身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症

Table with columns: 所得制限額 (申請者本人) and 所得. Rows: 扶養人数 0人, 1人, 2人, 3人, 4人以上. Corresponding income limits.

員を募集しています。詳しくは区HPをご覧ください。左記へお問合せください。

▽問合せ 環境課 TEL(5246) 12092

光化学スモッグにご注意

光化学スモッグは、自動車や工場から排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こし発生します。晴天で風が弱く、気温が高い日に発生しやすいので注意ください。

目がかかり力が入らなくなる、のどが痛む等の症状が出たら室内に入り、洗眼やうがいをして、症状が良くなる場合は病院等で診察を受けてください。